六、株式会社内田製作所に対する件

昭和四十六年（排）第三十号

排除命令

新潟県三条市大字新保千四百二十番地

株式会社　内田製作所

右代表者　代表取締役　内田鐵衛

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社内田製作所は、同社と取引関係にある卸売業者を対象に、昭和四十五年一月一日から同年十二月三十一日までの期間における同社との取引高が二千万円以上に達した事業所ごとに一名を、韓国旅行に招待した行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示するとともに、韓国旅行招待の通知を受けた卸売業者に対し同様の趣旨の通知をしなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後その販売する商品のうち、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」別表に掲げる商品の販売

に関し、当該商品を買い受けて販売し、またはこれらの商品を使用して一般消費者に役務を提供する事業者に対し、当該事業者が新たに当該商品の取引を開始するよう誘引する手段として、または当該事業者の当該商品に係る取引高その他取引の状況が同社の定める一定の基準に該当することを条件として、一事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除き、年十万円をこえる景品類を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、前項の事業者に対し、景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて行なった公示および通知について遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社内田製作所（以下「内田製作所」という。）は、肩書地に本店を置き、石油・ガス燃焼器具等の製造販売業を営む事業者である。

二　内田製作所は、同社と取引関係にある卸売業者を対象に、昭和四十五年一月一日から同年十二月三十一日までの期間における同社との取引高が二千万円以上に達した事業所ごとに一名（計九十一名）を、「昭和四十五年全国優良特約店感謝状贈呈式」を行なうことを名目として、昭和四十六年四月十七日に韓国旅行（二泊三日、一人当り経費約六万九千七百円）に招待し、感謝状および記念品（一万三千円相当）を贈呈した。

しかして、内田製作所は右卸売業者のうち五事業者については、二名以上を招待したものであって、これら五事業者に対しては、最低約十六万五千四百円の景品類を供与したものである。

三　しかるに、内田製作所が、相手方事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は、年間十万円までであって、内田製

作所はこの製限をこえる景品類の提供を実施したものである。

法令の適用

前記事実によれば、内田製作所の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年七月二十日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男